

令和8年1月21日

## 新・健幸ポイント事業 歩数申告及びポイント交換について（お知らせ）

### 1 歩数申告について

以下の方法①で申告してください。方法①がご自身でできない場合、操作のお手伝いが必要な場合は、方法②「歩数申告会」に参加することができます。ポイントルールを達成した場合でも、下記の申告等をされない方は、ポイント交換はありません。

#### 【方法①「団体コード」を入力する】

※来館、窓口対応不要。

健康管理アプリ「ヘルスプラネット」に団体コードを参加者自身で入力することで事務局がシステムから歩数データを確認します。別紙「団体コードの入力について」を確認し、入力・登録してください。

団体コード (半角数字)	<b>222111</b> (指宿市役所 電話番号)
団体コード入力及び 歩数データ送信期限	<u>2月9日（月）</u>



#### 【方法②「歩数申告会」に参加する】申込不要

※方法①ができないもしくは、操作のお手伝いが必要な場合のみ

下の会場に、開催時間内にお越しください。所要時間15分程度。  
ただし、来場人数により、お待たせすることがありますので、  
ご了承ください。スマートフォン・活動量計（歩数計）をお持ちください。

No	日にち	会場	時間
①	2月4日(水)	開聞庁舎 ロビー	13:00~16:00
②	2月5日(木)	なのはな館 会議室1・2	10:00~19:00
③	2月6日(金)	山川庁舎 第1・2・3会議室	13:00~16:00



### 2 ポイント交換（商品券交換）について

上記の歩数申告をされ、ポイントルールを達成した方には、3月にポイント交換します。ポイント交換会の日時及び会場は、決まり次第市公式ラインにご連絡いたします。個別の連絡、郵送はいたしません。別紙「新・健幸ポイント事業【ポイントルール】をご確認ください。

#### 【3月 ポイント交換】 (商品券 直接受取)



#### 【問い合わせ先】

指宿市健幸・協働のまちづくり課 健幸戦略係 一田、後田

☎ 23-1003 メール kenko-machi@city.ibusuki.jp